

2010年7月1日施行の改定入国管理法により、研修生・技能実習生の取扱いが変わる。

スタート時の座学を経た段階から「技能実習生」となり、労働関係法令が適用される。
⇒雇用契約のため、技能実習のスタート段階から社会保険や厚生年金に加入する。(下記注)

黄色箇所が労働者としての扱い(雇用契約下)

現 在		2010年7月以降	
入国	VISA「 研修 」 就労活動はできず労基法の適用なし	入国	VISA「 技能実習1号 」
1年後	一定要件を満たすと VISA「 特定活動 」 →受入企業と雇用契約を締結 最長2年、労働者として業務に従事 社会保険等に参加	2カ月後	座学を経て技能実習生へ →受入企業と雇用契約を締結 社会保険等に参加
		1年後	VISA「 技能実習2号 」 →修得技能業務に従事可 入国時より最長3年間

(注) 厚生年金について

長くても3年の滞在であり、加入した厚生年金の取扱いが問題。

a) 保険料を納めた月数が6カ月以上あれば、「外国人脱退一時金制度」を利用する。但し、十分な額ではない点に留意。

脱退一時金の説明：<http://www.sia.go.jp/e/lw.html>

b) 日本と社会保障協定が締結されていれば、日本と相手国との年金加入期間を相互に通算し、年金受給権を獲得できる。但し、協定締結国は圧倒的に少ない。「技能実習生」の対象国に協定締結国はない。

社会保障協定締結状況：<http://www.sia.go.jp/seido/old-kyotei/kyotei02.htm>

外国人雇用に関する留意点

【1】在留カード

従来の外国人登録制度が廃止され、3カ月を超えて在留する外国人(中長期在留者)は、一定の在留資格を除き「在留カード」が交付される(不法滞在者は交付されない)。

また、住民基本台帳法改正により、施行後は外国人在留者も住民基本台帳に登録され、住民票が発行される。

【2】不法就労助長罪の拡大

不法就労助長罪に過失犯も含むこととなった(不法就労を知らなくても、過失があれば、助長罪に問われる) ⇒ 「在留カード」などでの確認が不可欠。

＝在留カードの補足＝

対象者の上陸許可や在留資格の変更許可、在留期間の更新許可等に伴って交付され、就労制限の有無や資格外活動許可の状況が記される。また、ICチップが搭載される。

なお、在留期間の上限が3年から最長5年になり、1年以内に再入国する場合の再入国許可手続が原則不要となる。

以上